

制限外積載許可申請について ～交通の危険防止に向けて～

あまくさ TRAFFIC INFORMATION

制限外積載許可とは

貨物等を積載して車両を運行する際に、積載物の性質上、分割等ができないため積載物の重量、大きさ、又は積載の方法が制限を超える場合は、出発地を管轄する警察署に許可を受けることができます。

→ 許可を受けずに制限を超えて貨物等を積載し車両を運行した場合、**道路交通法違反**となります。

制限外積載に該当する場合(許可申請が必要となる場合)

三輪以上の自動車(側車付自動二輪車を含む)が下記に該当する場合※1

(※1 ミニカー、大特、小特、自動二輪車、原付、リヤカー牽引等は基準が異なる。今回は説明省略)

- ① 積載物の重量
自動車検査証記載の最大積載量を超える
- ② 積載物の大きさ
長さ 積載物の長さが車長の1.1倍を超える
車幅 積載物の幅が車幅を超える
高さ 貨物を積載した状態でその高さが3.8m※2を超える
(※2 軽四輪自動車、軽三輪自動車は、高さ2.5mを超える)
→ 軽トラに仮設トレイは高さ2.5mを超える。
- ③ 積載の方法
積載物を積載した状態で、車体からはみ出る長さが車長の10分の1を超える場合
積載物を積載した状態で、積載物が車体(車幅)からはみ出る場合
積載物を積載した状態で高さが3.8mを超える場合

特に軽自動車(軽トラ)は、車長が短いため、長い積載物を搭載する際は、制限外に該当する可能性があります。

その他・注意事項

- ・ 目的地(経路)が他県や複数の警察署管内にわたる場合は、許可に時間を要することがあります。
- ・ "特殊車両通行許可"等他の法令に基づく許可が必要な場合は、別途当該許可の申請が必要です。
- ・ 一定の基準を超える(積載物の長さが車長の1.5倍を超えるなど)、経路となる道路や交通の状況等から安全が確保ができない場合などは、不許可となる可能性があります。

申請窓口・受付時間・問い合わせ先

- ・ 申請窓口・受付時間
天草警察署 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 問い合わせ先
天草警察署 交通課(指導係)
0969-24-0110